

<報道発表資料>

令和8年9月10日

**不開示情報のマスキングが不完全な文書の情報開示による
個人情報を含む不開示情報の漏えいについて**

学事課が情報公開請求に基づき開示した文書（電子ファイル）について、一定の操作をすることにより、個人情報を含む不開示情報（マスキング部分）が閲覧可能な状態になることが判明しました。

なお、現在のところ、第三者による個人情報の不正使用等の事実は確認されておりません。

1 事故の概要

令和8年8月27日（木曜日）に、令和7年12月19日（金曜日）付で開示した文書（電子ファイル）を受領した方から、ファイルを操作することで不開示情報（マスキング部分）の情報が読み取れてしまうとの情報提供がありました。

調査の結果、当該文書について、不開示情報（マスキング部分）が、一定の操作をすることによりが閲覧可能な状態になっていることが判明しました。

本日、当該文書（電子ファイル）の削除が確認できたため、報道発表するものです。

2 個人情報の内容

個人情報の対象者 令和2年度から令和6年度に大宮医療秘書専門学校（さいたま市）及び大宮ビューティ&ブライダル専門学校（さいたま市）に在籍した学生のうち「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免」の対象者 延べ536名

個人情報の内容 学科、氏名、学年、入学月、入学金、授業料（年額）、授業料減免の支援区分（対象月数、金額）、年間の授業料等減免額、学籍に関する情報 等

※住所、電話番号などの個人の連絡先は含まれておりません。

3 原因

令和5年度に発生した不開示情報のマスキングが不完全な文書を情報開示した事案を受け、適切なマスキングの手法について周知が行われましたが、当課内における周知の徹底が不十分だったため、適切ではない手法で不開示処理を行ったまま当該文書（電子ファイル）を提供してしまいました。

4 対応

当該文書（電子ファイル）を提供した情報公開請求者に謝罪し、第三者へ当該不開示情報の提供がないことを確認するとともに、当該文書（電子ファイル）を削除いただきました。

個人情報を含む不開示情報の漏えいがあった2校に対して、経緯を説明するとともに謝罪しました。あわせて、本件に関する問合せ対応は県で行う旨をお伝えしました。

また、個人情報保護法第68条第1項に基づく個人情報保護委員会への報告（速報）を行いました。

本件に係る問合せ先は以下のとおりです。

【問合せ先】

埼玉県総務部学事課 専修各種学校担当 電 話 048-830-2562

メール a2550-04@pref.saitama.lg.jp

5 再発防止策

開示文書（電子ファイル）について、不開示とすべきマスキング部分がいかなる操作等によっても閲覧できない処理を行う方法を、改めて周知徹底しました。

また、その処理が確実に行われたかどうか、複数の職員での確認を徹底します。